第1章 計画策定の趣旨及び背景

第1節 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべての人が主役となり進めていく地域づくりの取り組みです。

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人、知人など様々な人たちと関わりながら暮らしています。日常生活を送るなかで、私たちは誰もが、福祉課題を抱える可能性をもって暮らしています。たとえば、高齢になって介護が必要になったり、子育てをしていく中で保育サービスが必要になったり、病気のために働けなくなったり、また、障害があって在宅生活を送るうえで支援が必要になるといった場合もあります。私たちが暮らす地域社会には、福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がいますし、私たちの誰もがその当事者になりうるということです。

このような福祉課題に対して、私たちは個人や家族でその課題に対応しながら暮らしています。誰もが自分の暮らしに責任をもって、安心安全な人生を送りたいという願いをもっています。自分や家族の問題は自分たちが自己決定した方法で解決したいと願っています。自立・自律した生活を送ることはだれにも共通する願いだといえます。

しかし、ときには個人や家族だけでは解決することが難しい課題や困難に直面することがあります。そういうときには、様々な方法でその課題に対応します。公的な制度として行政のサービスを受けることもありますし、友人、知人、ボランティアやNPOなどの活動に支えられることもあります。また、企業が提供するサービスを購入することにより解決を図ることもありますし、地域における住民どうしの助け合いや支え合いにより解決できることもあります。

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携・協働し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、助け合う関係を築くことが大切です。こうした地域づくりを進めていく指針となるのが「地域福祉計画」です。

この「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定されており、地域福祉を推進するための指針とします。

「社会福祉法」より

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本 事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス の利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」と いう。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の 確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福 祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、 又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

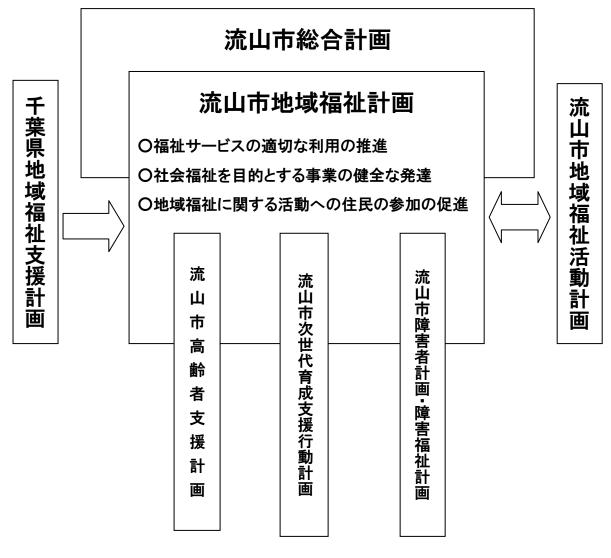
第2節 計画策定の背景

地域福祉の取組みが求められる背景には、少子高齢化をはじめとした社会環 境の変化とともに、人々のライフスタイルの変化や地域に対する価値観の多様 化があります。そうしたなかで、生活不安やストレスの増大、自殺やホームレ ス、孤独死、家庭内暴力、虐待、ひとり暮らし世帯の増加、ひきこもりなどが 新たな社会問題となっています。近所付き合いや地域の助け合い・支え合いの 機会が減少する一方で、従来からの地縁、血縁という人間関係に加え、ボラン ティアやNPOなどの、価値観を共有する「知縁」、「志縁」といった新たな 関係も形成され、その活動も活発化し、新たな人のつながりが生まれているこ とも見逃せません。こうした中で、旧来の福祉サービスの考え方は「行政がお こなうもの」でした。しかし、従来の「行政による措置」という考え方では、 増大し多様化する福祉のニーズに対応することが難しくなってきました。その ような状況を反映して、国の社会福祉基礎構造改革がはじまりました。そこで 示された理念は、生活上の様々な問題に、社会連帯の考え方に立った支援を行 い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢に かかわらず、その人らしく安心できる生活が送れるように、自立・自律を支援 することがこれからの社会福祉の目的であり、また、社会福祉の基礎となるの は、「自立・自律した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりをも って共に支え合い、助け合うというまちづくりの精神である」というものでし た。これまでの社会福祉に共通基盤となっていた制度の見直しを行ったこの改 革は、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や、時代の要請に応える福祉 サービスの充実を目指し、ながらく続いた福祉の枠組みを大きく変えるものに なりました。

福祉サービスの考え方を従来の「措置、給付」から「契約、利用」へ転換するとともに、この改革のもうひとつが「地域福祉の推進」です。平成12年に、これまでの社会福祉事業法を改め、社会福祉法が制定されました。その第4条において、地域福祉の推進が明確に位置付けられています。地域福祉という考え方は、これまでの児童福祉、老人福祉、障害者福祉のような対象者別に分かれた福祉の考え方ではありません。それらを横断的あるいは統合的に推進しようとするものです。そのような地域社会を創っていくには、行政の力だけでは限界があります。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に

第3節 計画の性格と位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定されるものであり、 流山市総合計画における地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、いわゆる福祉3プラン、高齢者支援計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)、 次世代育成支援行動計画、障害者計画・障害福祉計画と異なって、基本的に計 画内容である単独施策メニューをもっていません。地域福祉計画は、地域での 生活支援を支え、高齢者、障害者、子どもなどの区分を超えて横断的につなぐ 計画です。また、総合化だけでなく、社会福祉協議会など民間団体が策定する 地域福祉活動計画を含めて、関連する行政計画を横断的に連携させ、総合的な 地域福祉システムの運営を図ろうとするものです。



第4節 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成28年度の5か年を計画期間とします。

● 流山市地域福祉計画



● 流山市総合計画 (基本構想 平成12年度~平成31年度)



● 流山市高齢者支援計画



● 流山市障害者計画



● 流山市障害福祉計画



● 流山市次世代育成支援行動計画



第5節 第2期計画の策定

1 連帯と協働

地域福祉計画は、一人ひとりの暮らしを自立・自律したものにするために、 地域の中に様々なネットワークをつくろうとするものです。福祉の専門職のネットワーク、住民どうしのネットワーク、住民と事業者のネットワーク、ボランティア、NPO、住民と行政のネットワークなどあらゆるネットワークを地域システムとして機能させるのが、地域福祉計画です。そのために、様々な立場の者が、協働・連携して地域福祉に取り組んでいくことが必要です。

地域福祉を推進していくためには、行政も含め地域にかかわるすべての者が、 それぞれ役割分担し、協働しなければなりません。行政は、地域福祉を推進す る基盤整備の役割や責務があり、事業者は福祉サービスの適切な提供者として の役割や責務があるといえます。住民は、福祉サービスの利用者であり、同時 に地域福祉の主体です。

2 第1期計画について

第1期計画は平成19年3月に策定され、計画期間は平成19年度から平成23年度までの5か年計画です。第1期計画の概要は、次のとおりです。

【第1期計画の概要】

基本理念	誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せる
	まち流山
施策の方針	・必要な人が適切なサービスを受けられるしくみをつくる
	適切なサービスを提供するためにパートナーシップに基づ
	いた協働を図る
	・総合的な効果的な事業推進体制をつくる

3 第1期計画から第2期計画へ

第1期地域福祉計画は平成19年度から5年間を計画期間とし、当初は策定から3年目を目途に見直しを行うこととしていましたが、「地区レベルで地域福祉を推進する」という地域福祉の前提となる考え方の浸透にはなお時間を要することや、第1期計画が具体的な数値目標を定めた性格の計画ではなく、計画内容も大きな見直しを必要とする部分がなかったことから、計画期間途中の

見直しは行わず、引き続き施策の推進に努めました。

第1期の計画期間が平成23年度をもって終了することから、これまでの取り組みの成果と課題を振り返り、また、社会情勢の変化や流山市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より地域住民のニーズに沿った内容で地域福祉が推進できるよう計画の施策体系を組み直し、第2期計画を策定することとしました。

4 国の動き

国が平成20年3月にまとめた『「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」―「地域における「新たな支え合い」を求めて」―』が出されました。この中で、これまで以上に地域において多様な福祉課題があることの認識と、そのことを踏まえた地域福祉の意義と役割、地域福祉のまちづくりを推進するために必要な条件とその整備方策などが示されました。この研究会報告において、地域における新たな支え合いとしての地域福祉を進めるための計画としての要素、条件とすべき事項が、次のように示されました。

- ア. 住民主体を確保する条件があること
- イ. 地域の生活課題発見のための方策があること
- ウ. 適切な圏域を単位としていること
- エ. 地域福祉を実施するための環境として、情報共有がなされ、活動の拠点があり、コーディネーターがおり、活動資金があること
- オ. 活動の核となる人材がおり、後継者が確保できること
- カ. 市町村は住民の地域福祉活動に必要な基盤を整備するとともに、公的福祉 サービスも地域の生活課題に対応できるよう、一元的に対応すること

5 千葉県の動き

千葉県では、社会福祉法第108条の規定に基づく法定計画として、平成22年3月に「第二次千葉県地域福祉支援計画(以下、「県計画」という。)」を策定しました。計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間となっています。

県計画では、市町村や地域住民等の取り組みを支援するため、1. 市町村等が行う地域福祉推進の取り組みへの支援、2. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成、3. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基

盤の強化、4. 支援が必要な一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化、 5. 様々な主体による地域ネットワークの構築の5つのポイントを掲げ、「互 いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」を目指しています。

6 流山市の動き

自治基本条例の施行

自治基本条例とは、その地域における自治の基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」ともよばれています。地方分権以降、自治体運営は国や県からの権限委譲により、その運営の自由度が増す一方、地域の将来像を自ら描き、地域の個性を活かしたまちづくりを主体的に進めていく自己決定、自己責任の重さも拡大しました。

自治基本条例は、流山市のまちづくりを、「誰が」「どのような仕組みや制度によって」「どのように行なって」「市民の暮らしを豊かにしていくか」という基本原則を明らかにし、自分たちのまちの課題は自分たちで解決するという市民自治によるまちづくりを進め、市民福祉の向上を図るためのルールを定めたもので、平成21年4月1日に施行されました。

「流山市自治基本条例」より

(目的)

第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民 自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責 務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市 民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

(基本理念)

- 第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。
 - (1) 市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。
 - (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。
 - (3) 市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。
 - (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行

- うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
- (5) 市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備 し、その機会を多様に保障しなければなりません。
- (6) 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

(地域コミュニティ)

- 第6条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という。)が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。
- 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民 自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

(協働によるまちづくり)

- 第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現 するため、協働によるまちづくりを行うものとします。
- 2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。
- 3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努め なければなりません。

(市民参加条例)

第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、 別に条例で定めます。

・後期基本計画の策定

流山市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」といいます。)は、流山市総合計画基本構想の計画期間20年間(平成12~31年度)のうち、「後期」10年間(平成22~31年度)において、具体的な都市のイメージを『都心から一番近い森のまち』とし、人にも自然にも優しいまち、都心から

一番近い便利で心やすらぐ森のまちを表しています。また、まちづくりの基本方針として「健康・長寿社会のまちづくり」、「子育てにやさしいまちづくり」、「安心安全のまちづくり」、「良質で元気なまちづくり」、「地域環境にやさしいまちづくり」の5つの方針を定め、将来都市像の実現に努めています。また、後期基本計画を実現するために上期3か年(平成22~24年度)の実施計画を策定しました。

・子育てにやさしいまちづくり条例の制定

流山市子育でにやさしいまちづくり条例は、子育でにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とし、平成20年4月1日に施行されました。

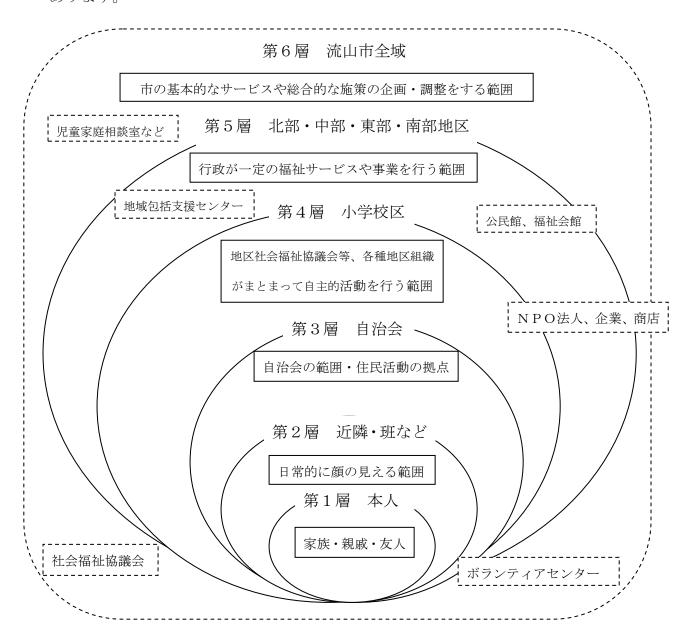


第6節 圏域(地域の範囲)

本計画は、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという思いから発せられる住民一人ひとりの声をきき、地域、行政及び専門機関との連携による新たな支え合いの仕組みのもと、だれもが地域から孤立することなく、生きがいを持ち、自立・自己実現のできる地域づくりを目指します。

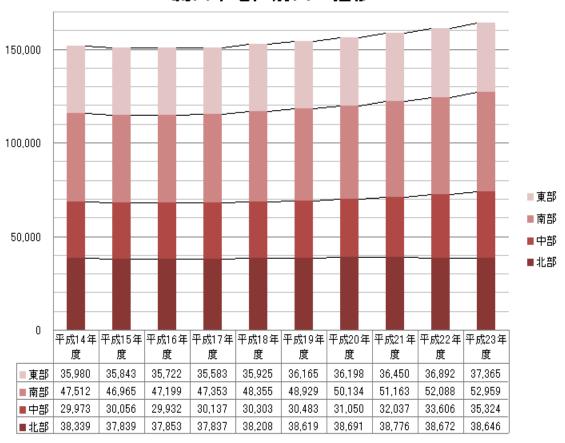
地域福祉計画を策定する基となる社会福祉法では、「地域」の範囲については特に規定はありません。

本計画では、流山市全域をもって「地域」とします。ただし、エリアに関する表現を、地区(北部、中部、南部、東部)として、さらに細分化する場合があります。

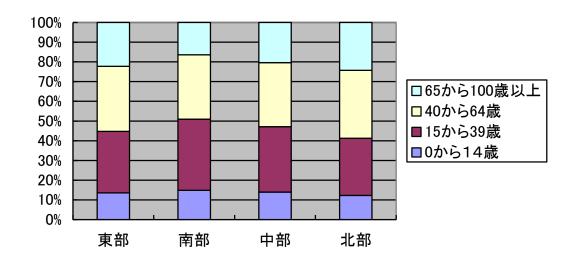




流山市地区別人口推移 住民基本台帳より 各年4月1日現在



地区別 年齢階層比率 住民基本台帳より 平成 23 年 4 月 1 日現在



第7節 計画の策定体制

1 流山市福祉施策審議会

計画の策定にあたっては、市民や事業者の積極的な参加と行動が重要となることから、市民の代表、福祉サービスの提供を受ける者の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉法人の代表、民生委員・児童委員、医師会の代表、歯科医師会の代表、学識経験者、関係行政機関の職員を加えた18人で組織された「流山市福祉施策審議会」において既存計画の評価、基本理念、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

また、計画策定過程を広く市民へ周知するため、審議会を公開とし、議事録 をその都度ホームページに公開するとともに、地区懇談会やパブリックコメン ト(意見公募手続き)により、広く市民の意見募集も行います。

2 庁内における政策合意

この計画は、流山市総合計画をはじめ、全ての既存の行政計画との整合性を図り、また、計画の実施にあたり全庁的に取り組む必要があることから、流山市保健福祉諸計画策定委員会に諮り、計画の調整及び周知を図ります。

3 ニーズ把握

市民の意見を広く計画に反映するため、毎年度行っている「県政に関する世論調査」、「ながれやま まちづくり達成度アンケート」や平成21年1月に行った「流山市次世代育成支援行動計画に関するアンケート調査」、平成23年4月に行った「流山市高齢者等実態調査」の結果を参考としました。

4 計画の推進

地域福祉を推進するためには、人づくり、仕組みづくり、社会基盤づくりが 必要となります。

このため、計画の推進にあたっては、地域社会を構成する一員である市民、事業者、市の三者が、協働で地域福祉活動に取り組みます。

5 計画の評価

市は、毎年度計画の実施状況の把握、点検、評価について流山市福祉施策審議会に諮り、計画を推進していきます。

第2章 現状認識と課題

第1節 本市の状況

1 本市の概要

千葉県北西部に位置する流山市は、東京都心から30km圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和42年に市制施行となり、平成23年4月1日現在、常住人口165,661人の都市として発展を続けています。

かつて、江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に、鉄道沿線の宅地開発により急速に発展し、JR常磐線、東武野田線、JR武蔵野線、流鉄流山線の鉄道沿線に市街地が形成されてきました。

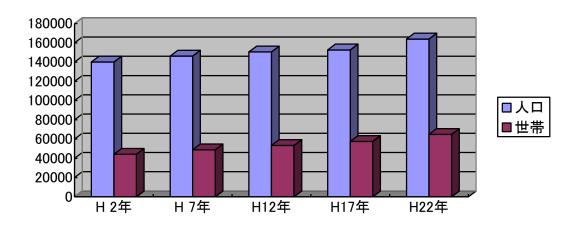
現在は、これら鉄道沿線の市街地に加え、平成17年8月には都心直結の 首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線が開通し、同沿線整備により、年間 1%を超える人口増加が続いています。

2 本市の人口等

●国勢調査による人口統計では平成17年10月1日から平成22年10月1日にかけて、本市では人口が11,343人、世帯では7,366世帯増加しています。一方、一世帯あたりの世帯員は、2.65人から2.53人に減少しています。

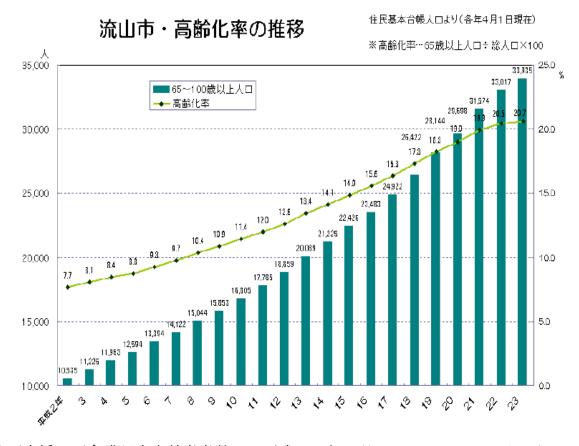
国勢調査結果

各年10月1日現在



●国勢調査での3世代同居世帯は、平成17年の3,426世帯から平成22 年の3,116世帯と310世帯減少しています。また、核家族世帯は平成

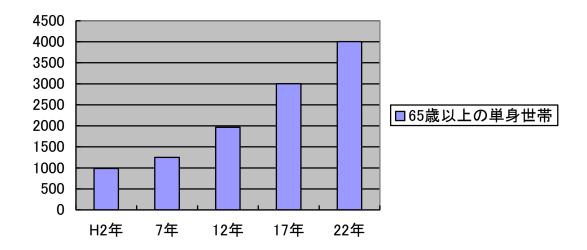
- 17年の38,825世帯から平成22年の42,847世帯と4,022 世帯増加しています。
- ●高齢化率は全国及び千葉県水準を下回っていますが、高齢化のスピードは平成18年4月1日の17.3%から平成23年4月1日の20.7%と3.4ポイント上昇しています。



- ●要支援・要介護認定高齢者者数は、平成18年4月1日の3,532人から 平成23年4月1日の4,909人と1,377人増で、登録高齢者人口に 対する割合は、13.34%から14.44%と1.1 ポイント増加して います。
- ●国勢調査での65歳以上夫婦のみの世帯は、平成17年の4,115世帯から平成22年の5,962世帯へと1,847世帯増加しています。また、一般世帯総数に占める高齢者世帯の割合は、平成17年の11.48%から平成22年の9.19%と2.29ポイント減少しています。
- ●国勢調査での65歳以上の単身世帯は、平成17年度3,001世帯から平成22年度の4,004世帯へと1,004世帯増加しています。また、一般世帯総数に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合は、平成17年の5.24%から平成22年の6.17%と0.93ポイント増加しています。

国勢調査結果

各年10月1日現在



- ●児童数(18歳未満の登録人口)は、平成18年4月1日の24,801人から平成23年4月1日の27,138人と2,337人の増加で、登録人口に対する児童の割合は、16.07%から16.34%と0.27ポイント増加しています。
- ●国勢調査での18歳未満親族のいる一般世帯は、平成17年の14,690世帯から平成22年の16,087世帯へと1,397世帯増加しています。しかし、18歳未満親族のいる一般世帯率は、平成17年の25.67%から平成22年の24.80%と0.87ポイント減少しています。
- ●国勢調査での母子・父子世帯は、平成17年の723世帯から平成22年の712世帯と11世帯減少しています。
- ●身体・知的・精神の障害のある人の障害者手帳所持者数は、平成18年4月 1日の4,329人から平成23年4月1日の5,302人へと973人の 増で、登録人口に対する割合は、2.80%から3.19%と0.39ポイント増加しています。

3 地域での活動状況

●ボランティアセンターの登録ボランティア数は、平成18年4月1日の個人708人、64グループ1,237人から平成23年4月1日の個人789人、77グループ1,352人へと増加しています。また、派遣件数では、平成18年4月1日の150件から平成23年4月1日の232件に増加しています。

- ●自治会数は、平成17年10月1日の167団体から平成23年10月1日 の173団体に増加していますが、組織率は平成17年の76.66%から 平成23年の72.16%と低下傾向にあります。
- ●老人クラブ数は、平成18年4月1日の79団体3,986人から平成23年4月1日には76団体3,625人となり、5年間で老人クラブは3団体の減、会員数は361人の減少となっています。
- ●福祉推進協力校は、平成19・20・21年度に小学校2校、中学校1校で 指定を受けています。
- ●市内のNPO法人の認証数は、平成18年4月1日の22団体から平成23年4月1日の45団体に増加しています。このうち、保健・医療・福祉、こどもを活動分野としている団体は、平成23年4月1日現在27団体です。

4 市民の意識(まちづくり達成度アンケート)

- ●流山市は住み心地の良いまちであると思う市民の割合は、平成17年度の67.7%から平成22年度の72.7%と5.0ポイント増加しています。
- ●健康増進のために日ごろから行っている人の割合は、平成17年度の88. 5%から平成22年度の90.6%と2.1ポイント増加しています。
- ●自治会や子ども会、老人会等の地域活動に参加、参加したことのある市民の割合は、平成17年度の40.5%から平成22年度の42.3%と1.8ポイント増加しています。
- ●福祉サービス等に市民参加できる(協力できる)まちぐるみの福祉が出来ていると思う人の割合は、平成17年度の15.4%から平成22年度の21.8%と6.4ポイント増加しています。
- ●生きがいをもって元気に暮らしている人の割合は、平成17年度の81.4% から平成22年度の78.1%と3.3ポイント減少しています。
- ●NPOなどの市民活動(ボランティアを含む)を行っている人の割合は、平成17年度の9.3%から平成22年度の6.0%と3.3ポイント減少しています。
- ●高齢者や障害者が困っている場面に出合ったら手助けをする人の割合は、平成17年度の48.9%から平成22年度の80.5%(「出来る範囲で」を含む。)と31.6ポイント増加しています。

第2節 地域での課題

- ●近年の福祉施策は、措置制度から利用者がサービスを選択して自からの意思 に基づいて利用する利用者本位の仕組み(契約制度)と変化しています。ま た施設や病院から地域への移行が進められています。
- ●個人の尊厳を尊重する視点から、個々の生活に着目し、たとえ障害があって も、出来る限り地域の中でその人らしい暮らしが出来るような様々な関係者 のネットワークで受け止める基盤整備が必要です。
- ●急速な高齢化の進行や生産年齢人口(15~64歳)の減少により、地域福祉の担い手を確保する必要があります。
- ●核家族、一人暮らし世帯の増加による家族内の支え合いが低下しており、ひきこもりや孤独死、虐待など生活課題を抱えたまま孤立しがちです。
- ●独居者や認知症高齢者等の増加やプライバシー重視の傾向等による要支援者 の所在・ニーズの把握が困難になっています。
- ●地域の連帯感や人と人とのつながりが希薄化、価値観の多様化などの影響で、「ご近所」の人間関係が形成されにくいなど、地域社会を支え合う関係が弱くなっています。
- ●自治会は地縁に基づいた組織であり、区域内を網羅し住民の生活を多くの面で支えています。近年加入率が落ちているものの地域福祉活動の展開において重要な役割を期待されています。
- ●ボランティア活動については、「機会があれば活動に参加したい」と考えている人など潜在的なニーズを掘りおこす必要があります。
- ●複雑多様化する生活課題に対応して、一人暮らし高齢者や障害者等への各種 サービスについて公的制度ではカバーできないニーズ、サービス給付要件に 該当しないきめ細かな対応が必要です。
- ●引きこもりの高齢者等や消費者被害にあっても自覚がない高齢者など自力では問題解決能力が不十分で、公的サービス等をうまく使えない人への対応が必要です。
- ●身近でなければ見えない問題があり、近隣の日常的な関係は生活課題の発見、 いざという時の手助けにつなげることが大切です。
- ●障害者や認知症高齢者へ理解不足などにより、社会的排除の対象となりやすい人への対処の問題が、偏見や差別につながる場合があります。

- ●市民の地域福祉意識のさらなる醸成を図るほか、ボランティアや地域福祉を 推進する人づくりが必要です。
- ●地域社会を構成する市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという認識を もち、思いやりをもって共に支え合い、助け合う活動が求められています。



第3章 計画の基本理念と地域福祉の推進

第1節 計画の基本理念

な仕組みを作り育てていく中で、

流山市総合計画の基本理念は「価値あるまちづくり」を掲げて、「人間の価値」「自然の価値」「文化の価値」を高めながら開かれた市政のもとに、市民と行政が共に手を取り合って、真の豊かさを実感できるまちを創造するとしています。 第1期流山市地域福祉計画では総合計画の基本理念を受け、人と地域が主人公となり、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐ様々なしくみをつなぐ様々

「誰もが尊重され 安心して生まれ育ち いきいきと暮らせるまち 流山」

を目指すことを地域福祉計画の理念とし、地域福祉活動が展開できるように 取り組みを進めてきました。

しかし、高齢化や核家族化は現在も進行しており、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化する中で、地域コミュニティの希薄化など、新たな課題も生じています。

地域福祉を推進していくうえで、市民一人ひとりの取り組みから、ボランティアなどの地域活動や行政の支援など、それぞれが連携した助け合い、支え合いによる地域づくりが重要となります。

第2期計画では、第1期計画の理念を継承し、現在の社会状況の変化や地域の実情に合わせ、行政だけではなく、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO法人、各種の団体がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に基づき、地域福祉を推進してまいります。

第2節 基本施策の目標

1 基本施策の目標

基本理念

「誰もが尊重され 安心して生まれ育ち いきいきと暮らせるまち 流山」 を実現するため、次の4項目を基本目標に掲げます。

(1) 地域福祉を推進する人づくり

福祉サービスが多様化するなかで、福祉の担い手は企業やNPOなどが参入し、従来よりも幅広くなっています。今後ひとりでも多くの市民が地域福祉に携わることができるよう、必要な支援と人材育成が求められます。

そのため、福祉教育の推進などにより市民の地域福祉への意識の向上を図るほか、NPOやボランティアへの支援を通じ、ボランティアや地域福祉を推進するリーダー等を養成するなど「地域福祉を推進する人づくり」を進めます。

(2) 情報提供・相談体制の充実とサービス利用の促進

誰もが家庭や地域の中で、障害や年齢に関わらず、その人らしく、安心して 自立した生活を送るには、必要な時に、必要とする適切なサービスが利用でき る環境が必要です。

そのため、気軽に相談できる相談体制づくりや、保健・医療・福祉サービスの情報提供システムを確立し、わかりやすく、利用しやすい保健・医療・福祉サービスを実現できるよう「情報・相談の充実とサービス利用の促進」を図ります。

(3) 地域福祉推進のための仕組みづくり (ネットワークの構築)

地域で生活する人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・ 福祉などの連携、関係機関・関係団体との連携の強化が必要となります。

そのため、関係団体との連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう「地域福祉推進のための仕組みづくり」を進めます。

(4) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観の多様化など、現在、私たちが

生活する地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

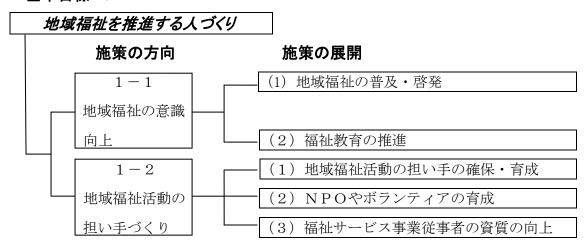
このような中で、複雑、多様化する生活課題や福祉ニーズに対応していくためには、地域社会を構成する住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという 共通認識を持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合う活動(共助)が求められています。

そのため、共助を主体として、住民の自立した生活をサポートする地域による支え合いや緊急時における地域での支援体制を構築するために、各種地区組織の支援を行い、希薄になりつつある地域住民同士のつながりを強めるなど「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指します。



2 施策体系

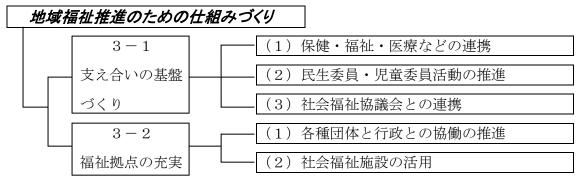
*基本目標 1



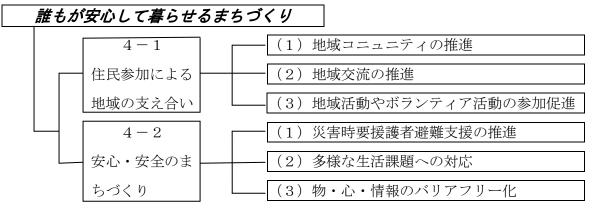
*基本目標 2



*基本目標 3



*基本目標 4



3 市民・地域・行政の役割

地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに助け合い協力し合うことが不可欠です。福祉サービスによる支援は、市や事業者が提供するものだけでは不十分です。個々の思いやりや行動、さらにはそれぞれの力を合わせ協力することも地域福祉を進める大きな力となります。そのために、本計画では、市民一人ひとりが取り組むべき「自助」、地域社会が協働して取り組むべき「共助」、行政として取り組むべき「公助」の三つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。

(1)自助(市民の役割)

地域福祉推進の主役である市民は、福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあることから、市民一人ひとりが地域福祉に対する学びと理解を深めていくとともに、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。

(2)共助(地域等の役割)

ア 活動団体(自治会、ボランティア団体、NPO等)の役割

活動団体は、地域福祉を組織的に支えていく基盤となることから、あらゆる市民に対し、地域福祉活動への参加の機会を提供するとともに、参加の呼びかけや受け入れを促進するなど、地域に密着した活動と支援が求められます。

イ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、市民の地域福祉活動への参加促進をはじめ、地域福祉活動に対する支援を行うとともに、多様な地域福祉活動組織との間に構築された関係性を生かし、市民と市民、市民と事業者、市民と行政などの多様な地域資源をつなぐ、ネットワーク化推進の調整役としての役割を担っています。

ウ 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、支援を要する人の発見、 援助に努め、地域住民にとって最も身近な福祉に関する相談相手です。ま た、地域福祉の推進者として、行政や社会福祉協議会等と連携した活動を行っています。

エ サービス事業者の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援を促進し、サービスの質の確保をはじめ、事業内容やサービス内容に関する情報提供、その他サービスとの連携などに取り組むことが求められています。また、専門的な知識を持つ職員や施設などを生かし、市民や行政と協働しながら、地域福祉活動の活性化に参加していくことが求められています。

(3)公助(行政の役割)

市は、公共サービスの担い手としてだけではなく、地域福祉団体等への支援を行うとともに、市民等と協働し、住民ニーズを十分に把握しながら、地域福祉施策を推進していく役割を担っています。

特に、地域福祉を推進していく上で、誰もが尊重され、安心して生まれ育ち、いきいきと暮らせるよう、行政も含め、様々な立場の者が連携した「自助・共助・公助」が一体となった施策を展開していきます。

また、地域福祉を推進する基盤整備を図るとともに、住民による主体的な地域福祉活動を促進するため、社会福祉協議会と連携し、地域における福祉推進体制づくりや地域福祉の普及・啓発を進めます。